

後志広域連合だより

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っています。

令和7年度後志広域連合当初予算の概要

令和7年度の後志広域連合一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の概要をお知らせします。

一般会計及び特別会計を合わせた全体の予算総額は135億7,888万円で、前年度との比較では1億552万円(0.8%)の増額となりました。

会計別では、一般会計が44万円(0.2%)の増額、国民健康保険事業特別会計は1億87万円(△1.4%)の減額、介護保険事業特別会計は2億595万円(3.3%)の増額です。



(単位：千円)

歳入	
予 算 科 目	金 額
分担金及び負担金	1,116,254
国庫支出金	1,659,501
道支出金	5,864,360
繰入金	178,879
繰越金	712
諸収入	10,874
国民健康保険分賦金	2,086,727
介護保険料	1,087,433
支払基金交付金	1,573,090
財産収入	1,050
合 計	13,578,880

歳出	
会 計	金 額
一 般 会 計	203,957
国民健康保険事業特別会計	6,942,093
介護保険事業特別会計	6,432,830
合 計	13,578,880

- 後志広域連合へのアクセス
〒044-8588
虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志合同庁舎車庫棟2階
(後志総合振興局裏)

- 後志広域連合Webサイト
URL: <https://www.shiribeshi-kouiki.jp>
二次元コードからアクセス
できます。



発行：後志広域連合

発行月：令和7年8月

このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

税金は納期限までに納めましょう！！

◇ 後志広域連合税務課の役割

後志広域連合税務課は、関係町村において徴収困難となった滞納町村税を引き受けて、財産差押をはじめとする滞納処分により早期に滞納を解消しています。

◇ 連合の引受状況

当連合及び関係町村の滞納整理の促進、また過去に滞納処分を受けた方の納税に対する意識の変化などもあり、当連合の引受案件は減少傾向にあります。

これからも関係町村と協力して、更なる滞納町村税の圧縮を目指して業務を遂行いたします。

《令和6年度実績及び令和7年度当初引受》

令和6年度実績（令和7年3月末）

引 受 件 数	引 受 金 額（千 円）	徴 収 金 額（千 円）
157	44,061	25,320

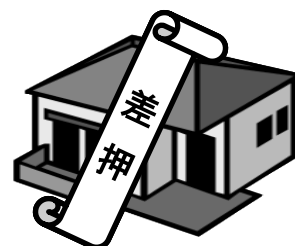
（徴収率 57.46%）

令和7年度当初引受（令和7年4月末）

引 受 件 数	引 受 金 額（千 円）
128	34,757

前年増減（▲29件）

（▲9,304千円）



◇ 税金を滞納すると・・・

税金を滞納すると、財産調査や自宅等の搜索により発見された財産（家屋や土地等の不動産、所有している家財等の動産、給与や預金等の債権）を差押えます。

差押財産のうち不動産及び動産は公売により、その代金を滞納町村税に充当します。

預金等の債権は、即時に滞納町村税に充当されます。なお、給与の差押えについては、滞納町村税が完納となるまで継続されます。

差押や搜索は、法令に基づく行為で、事前の予告はありません。

◇ どうしても納付が困難な方は

様々な事情で町村税の納付が困難な場合があります。

納付が困難な状況の方は、ご自身の判断で納付を後回しにせず、必ず課税元の町村役場税務担当課で納税についてご相談ください。



◇ 資格確認書等の更新について

【 資格確認書・資格情報のお知らせ更新後のお願い 】

マイナ保険証をお持ちでない方に、本年8月1日からお使いいただく“えんじ色”の新しい国民健康保険資格確認書を7月中に交付しましたので、8月以降、医療機関等を受診される際に提示してください。

また、マイナ保険証をお持ちの方のうち、まだ資格情報のお知らせの交付を受けていない方、70歳以上の方へ「資格情報のお知らせ」を7月中に送付しましたので、大切に保管していただき、医療機関等を受診される際はマイナ保険証をご利用ください。

※ 何らかの理由でマイナ保険証の読み取りができない場合は、資格情報のお知らせまたはマイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。

なお、7月31日までお使いいただいた“緑色”の国民健康保険証または資格確認書は、お住まいの町村役場の国民健康保険担当窓口へ返却いただくか、ご自身で細かく裁断したうえで破棄してください。

◇ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限について

【 マイナ保険証への影響 】

マイナンバーカードの発行日から5回目の誕生日が電子証明書の有効期限となりますが、有効期限が切れてから3か月を超えるとマイナ保険証をご利用いただけなくなります。有効期限の2～3か月前に「有効期限通知書」が届きますので、お早めにお住まいの町村役場で更新手続きを行ってください。

詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご確認いただくか、お住まいの町村役場へお問い合わせください。



◇ リフィル処方せんをご存じですか？

リフィル処方せんは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により、一定期間内で繰り返し使用できる処方せんのことです。

リフィル処方せんの利用を希望される場合は、かかりつけの医師にご相談ください。

【 リフィル処方せんのメリット 】

使用できる期間及び回数（医師の判断により最大3回）まで、医師の診察を受けなくても薬局で薬を受け取ることができるため、通院の手間や医療費の負担を軽減することができます。



◇ 第1号被保険者（65歳以上の方）介護保険料のお知らせ

介護保険料は65歳になった月（誕生日の前日が属する月）の分から納める必要があります。納付方法は年金額等によって2通りに分かります。

忘れずに納めるようにしましょう

普通徴収 → 【納付書】や【口座振替】で納めます

- ・年度の途中で65歳になった方
- ・年金が年額18万円未満の方
- ・年度の途中で所得段階が変更になった方
- ・令和7年2月の年金で天引きされなかった方 など

普通徴収での納付がある方には

7月10日付、『介護保険料納付通知書』を送付しています。納入通知書にある各納期限内に取扱金融機関等で納めてください。

すでに「口座振替」の届け出をされている場合は、各納期限日に届出口座から自動振替（引落とし）されます。

▼ 普通徴収の各期別納期限（R7）

期 別	納 期 限
第1期	7月25日(金)
第2期	8月25日(月)
第3期	9月25日(木)
第4期	10月27日(月)
第5期	11月25日(火)
第6期	12月25日(木)
第7期	1月26日(月)
第8期	2月25日(水)

納付漏れを防ぐために

口座振替をおすすめします。

取扱金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印をお持ちいただくことで手続きができます。介護保険料の納付漏れを防ぐためにも、口座振替の手続きをおすすめします。

特別徴収 → 年金から【天引き】になります

- ・年金が年額18万円以上の方
- ※手続きの必要はありません。

仮 徴 収

本 徴 収



特別徴収の方には

介護保険料は、年金支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回天引きされます。

7月25日付で『介護保険料特別徴収通知書』を送付していますので、年金から天引きされる保険料額をご確認ください。

介護保険料は原則「年金天引き」

公的年金を年額18万円以上受給されている方は、原則「年金天引き（特別徴収）」により徴収されることとなっています。そのため、被保険者の希望により「納付書で納める方法（普通徴収）」へ変更することはできません。

転出入・転居・死亡時等は届出をお願いします

被保険者に異動があった場合（死亡・転出入・転居等）は、役場介護保険担当課に「介護保険資格取得・異動・喪失届（以下、届出書）」を提出いただく必要があります。届出書を提出いただくことで、被保険者証等が早くお手元に届いたり、資格喪失による介護保険料の還付金を早くお返しすることにつながります。

届出書は、各町村役場介護保険担当課もしくは後志広域連合HP上にございますので、届出書のご提出にご協力をお願いします。